

令和4年12月27日
山形県高病原性
鳥インフルエンザ対策本部

高病原性鳥インフルエンザに係る搬出制限区域の解除について

令和4年12月8日（木）に鶴岡市で発生した事例について、移動制限区域内（発生農場から半径3km以内）の養鶏場の清浄性確認検査で陰性が確認されたことから、農林水産省と協議の上、搬出制限区域（発生農場から半径3km～10km）を、本日16時をもって解除しましたのでお知らせします。

1 清浄性確認検査

移動制限区域内の1農場について、臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査を実施した結果、全て陰性であることを確認。

2 消毒ポイントの変更

（1）搬出制限区域の解除に伴い、運営を終了する消毒ポイント

- ・ 鶴岡市 白山駐車帯（国道7号）
- ・ 庄内町 古関（国道47号）

（2）移動制限区域の解除まで、運営を継続する消毒ポイント

- ・ 鶴岡市 藤島体育館駐車場

3 今後の予定

- ・ 今後新たな発生がなければ、令和5年1月3日（火）午前0時（防疫措置完了から21日経過後）をもって移動制限区域を解除
- ・ 各種相談窓口は、当面の間、継続

【報道機関へのお願い】

- 高病原性鳥インフルエンザは、現場で取材される際などに、靴底や車輻からウイルスが拡散する懸念があります。このため発生農場はもとより、その周辺の農場における取材については、慎むようお願いいたします。
- 今後とも、本病に関する情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力を御願いたします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【問合せ先】

農林水産部畜産振興課
課長補佐（衛生）高橋斉史
電話：023-630-3350
〔報道監〕農林水産部次長 森谷 健